

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381321

研究課題名(和文) 障害者権利条約に基づく学校教育の構築と合理的配慮に関する比較教育方法学的研究

研究課題名(英文) Comparative Study on School Education and Reasonable Accommodation form the View point of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities

研究代表者

玉村 公二彦 (TAAMURA, Kunihiko)

奈良教育大学・教育学研究科・教授

研究者番号：00207234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、障害者権利条約を基礎にインクルーシブ教育をめざす改革の課題を明確にし、「合理的配慮」の提供のあり方と今後の方向を検討することである。障害者権利条約実施に関して、権利条約後の国連・障害者権利委員会の動向を把握し障害者権利条約に基づいて設置された国連の障害者権利委員会による「一般的意見 4」(2016年9月)の内容を分析した。また、わが国の障害者差別解消法の成立と発効に基づく合理的配慮の提供に関して、提供のあり方について検討した。実践的研究として、奈良教育大学附属学校園通常学級におけるインクルーシブ教育、発達障害の可能性のある子どもたちの支援や合理的配慮の課題について検討した。

研究成果の概要(英文)：his comparative study aims to clarify the challenges of school education toward inclusive education including provision of reasonable accommodation. To understand the international trend of the Convention on the Rights of Persons with disabilities, especially the Article 24(education), the General Comment No.4 issued by The UN committee was analyzed. The comment highlights the importance inclusive education and promotes development of inclusive education system in the state parties. The Persons with Disabilities Discrimination Elimination Act has been enforced since 2016 in Japan, The concept of reasonable accommodation in the Act is examined to provide reasonable accommodation in school education. To consider inclusive education practice, practical model has been suggested from the Project of constructing inclusive education system for students with special needs running by the schools attached with Nara University of Education.

研究分野：特別支援教育

 キーワード：障害者権利条約 合理的配慮 インクルーシブ教育 インクルージョン 共生社会 特別支援教育 障
 害者差別解消法 比較教育

1. 研究開始当初の背景

本研究に至る経過と背景は次のような段階を経ている。

(1) 第一段階は、本研究の前提となる研究の段階であり、1990年代、国連、アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスなどの障害者法制について資料収集と個別分析を進めたことである。具体的には、「障害をもつアメリカ人法」「オーストラリア障害者差別禁止法」「イギリス障害者差別禁止法」などを分析し、報告してきた。第一段階では、障害者法制の特徴として単独障害者差別禁止法の成立を示し、その概要の紹介を行うとともに、国際的な障害者問題への法的アプローチの特徴を捉えてきた。

(2) 第二段階として、21世紀に入り、国連における障害者権利条約の審議過程に即して、それぞれ重要な項目の分析を行ってきた。国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の背景となった各国障害者差別禁止法における「合理的配慮」の概念、インクルーシブ教育を内容とする教育条項の動向把握と検討などである。この段階では、国際的な障害者法制の検討を踏まえ、国連の障害者権利条約の審議過程を検討し、その特徴を明らかにしてきた。

(3) 第三の段階としては、第61回国連総会における障害者権利条約の採択(2006年)以後、権利条約の批准が進むなかで、国連・障害者権利条約教育条項の実施過程に関する比較教育学的検討を行ってきたことである。障害者権利条約の差別禁止条項について検討を行うと共に、さらに、各国の特別ニーズ教育の到達状況及び進捗状況を踏まえ、イギリス、オーストラリアなどにおける批准の過程とその前提となった法制度に関する比較教育学的に検討した。

(4) さらに、その延長として、障害者権利条約批准の過程においてインクルーシブ教育への特別学校・特別支援学校の位置づけを論点として検討を行ってきた。各国の国内的な教育制度・政策との関係で、特別学校・特別支援学校の位置づけや役割もまた重要視されていることが確認された。

(5) 国連においても、「万人の教育(EFA)」及び「持続発展教育(ESD)なお、ミレニアム開発目標の到達を踏まえ、ポスト2015年の課題となっていくものと位置づけられる。国内的には、特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」で提起された「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の相互関係のあり方に対応する課題である。すなわち、障害者権利条約の実現にあたって重要な論

点となっている「質の高いインクルーシブ教育」の実現にとって、学校教育制度上の「合理的配慮」の原理の明確化と教育方法・教育実践上の具体化が重要な検討課題となっていることが明らかとなった。

2. 研究の目的

本研究では、これまでの各国障害者法制と国連・障害者権利条約の全般的な検討、その中でも教育条項の検討を踏まえ、重要な論点となっている「合理的配慮」を含んだ「質の高いインクルーシブ教育」に関して比較教育方法学的に検討を深める。各国の国内的な教育制度・政策との関係で、障害者権利条約の教育条項の内容と各国の特別ニーズ教育の方針、合理的配慮の法的原理と実践的内容、さらに今後の発展方向を吟味するものとする。

第61回国連総会において採択された障害者権利条約における教育条項(第24条)は学校教育において障害のある子どもに対して「合理的配慮」「フルインクルージョンに向けた個別の支援措置」を求めている。現在、わが国は障害者権利条約を国会での審議を行い、批准の手続きを行っているところである。本研究では、学校教育における「合理的配慮(Reasonable Accommodation)」の位置づけ・あり方を比較教育方法学的に検討することを目的とする。

本研究では、国際的動向、とくに国連障害者権利委員会での各国報告やそこでの教育条項の実施上の課題把握の内容を検討する。また、障害者権利委員会での各国報告を中心として、教育目的、目標、教材、教育方法、試験を含む教育評価などに焦点をあて、一般教育制度の発展段階の多様性を踏まえて、特別ニーズ教育の多様な類型を析出し、「合理的配慮」の特徴を分析する。その上で、わが国での障害者権利条約批准に対応する学校教育と特別支援教育実践への示唆を得るものとする。

3. 研究の方法

第一は、障害者権利条約採択後の実施状況の把握と教育条項(権利条約第24条)についての権利委員会の集約内容や各国報告の分析である。

第二は、わが国における障害者差別解消法の制定とその実施にともなう、学校教育における合理的配慮の提供に関する検討及びその実施状況についてのモニタリングである。

第三は、実践モデルとしての附属学校園を活用したインクルーシブ教育と合理的配慮に関する実践的検討である。

4. 研究成果

(1) 障害者権利条約をめぐる国際的動向

障害者権利条約成立以降、その教育条項の実施は一貫して、国連および国際社会にとって大きな課題として認識されてきた。このこ

とは、締約国会議、障害者権利委員会において重要なテーマの一つとして議論されてきたことから確認できる。教育条項は、障害のあるすべての人に対して教育の権利を確認し、それをインクルーシブ教育システムの中で実現することを前提として、各国の批准の促進の段階から締約国会議での議論が進められた。その上で、障害者権利委員会での締約国の報告の検討と総括的所見の蓄積に基づいて、インクルーシブ教育システムの確保と一元的なインクルーシブ教育を実現する方向で、「インクルーシブで質の高い教育」の内容と「障害に基づく差別」のない平等の教育とするための合理的配慮の内容を明確にする努力として、国連・権利委員会は「一般意見 4」を示した（玉村、2017）。

それは、第 24 条の内容として、インクルーシブ教育の概念、内容、指標をより発展的に提起したものであり、インクルーシブ教育システムの基本的認識・基礎概念・特徴、そして、質の高いインクルーシブ教育の具体化のために合理的配慮の位置づけと具体を示し、締約国の義務や国内的な実施の具体的な進展を促す指標を示していた。

注目すべき点は、教育システム全体に関わるものとしてのインクルーシブ教育のあり方であり、それは、教育システムの構造的な改革を求めるものであるということであった。さらに、分離的教育システムと主流の教育システムが相互互換関係ではなく、ある意味、両立しえないという指摘もある。一般教育システム全体がインクルーシブな性格をもつ必要があるが、同時に、しばしば感覚障害、自閉症、知的障害などの固有の特性への配慮が十分でないという言及もあり、インクルージョンを目標とした個別の支援の内容をどのように担保するかも課題としていたことは重要である。

(2) 合理的配慮の概念と位置づけ

一般教育のシステム、通常教育のシステムの改革への展望を見いだす際に、合理的配慮の概念は実践的に重要である。アメリカ合衆国などの合理的配慮の提供については、「プログラムの性格を根本的に変更してしまう」という結果にならないこと、改修や修正が「過度の財政的負担」とならないこと、そして、その存在が自身ないしその他の者に危害を与える本質的なリスクをもたらさないことを条件として、個別に合理的配慮を確定していく。合理的配慮によって、本人のもっている力量の適正な評価ができ、また、それによって教育のプログラムの中で目標としたものの達成が他のものと同じようにできることを可能とするものと理解されている。ある意味、合理的配慮は限定的な性格を持つものであるが、しかし、教育のプログラムの性格や目的を本質的に捉え直す契機を提示するものであり、教育実践を担うものや教育関係者に問題提起する性格を持つ。

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」(2012年)では、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。また、報告では、「合理的配慮」とその基礎となる「環境整備」をあわせて検討しており、「合理的配慮」の観点として、(1) 教育内容・方法、(2) 支援体制、(3) 施設・設備をあげ、障害種別に即して例示を行っていた。

これらを総合して、基礎的環境整備として合理的配慮を支える特別支援の内容を縦軸に、横軸に通常の場合での基礎的環境の広がりを横軸にして教育条件整備と教育実践の双方での位置づけをしてみたのが図 1 である(玉村、2015)。「合理的配慮」については、その内容が個々の子どもの発達に即して変更される場合、個別の配慮・支援からユニバーサルな環境の整備へと発展していくものもある。また、特別な措置としての濃密な特別指導や支援などから発展して「合理的配慮」へと発展するもの、さらに、例えば労働環境への移行支援過程での「合理的配慮」の提案・発展など、その形態や位置づけの発展を考慮する必要もあり、生涯にわたる発達の支援に位置づけていくことも必要となっている。

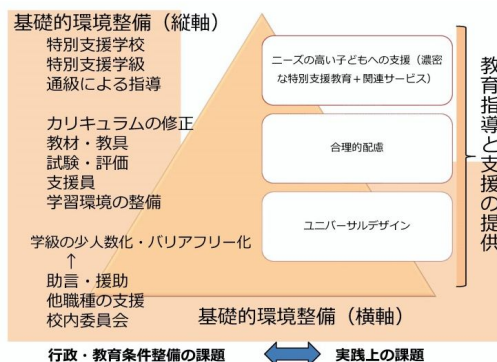


図 1 . 基礎的環境整備と合理的配慮の関係

(3) インクルーシブ教育と発達障害児の早期・継続支援の実践的モデル化

日本政府が障害者権利条約を批准してすでに 2 年を経て、最初の政府報告が国連権利委員会に提出されている。日本政府報告の教育条項についての説明は、現行の教育法制、統計、支援員の配置、就学決定のシステムと就学奨励、学習指導要領および教科書、教員養成などについて概括的に説明しているにとどまっている。インクルーシブ教育については障害者政策委員会の指摘事項として掲載されているにすぎない。また、「合理的配

慮」については、差別解消法に関連して「合理的配慮」を考慮した法制度、障害者基本法および障害者差別解消法の導入について、一般的な法制度および第5条の無差別の説明においてなされているが、教育の条項などの該当する条項での説明はない。

2016年度、障害者差別解消法の実施にともなう「合理的配慮の提供」の要請に対して、教育現場にはその理解をめぐって多様な考え方があつた。なかには、「合理的配慮」は、障害に関連する特殊なものという狭い見方もないわけではない。障害に着目し、個々の子どもの配慮や支援、手立てを行うことによって、学習を促す多様な工夫が生まれる。そのような配慮は、特別なものではなく、学級全体の子どもたちがわかる楽しいが実感できるような学習のヒントでもある。また、個々の子どもにとって必要な配慮を合理的配慮に高めることは、保護者の思いに寄り添い協力関係を作っていくヒントでもある。

このような観点から、通常学校でのインクルーシブ教育と合理的配慮や支援の提供に関する実践モデルが必要となっており、そのモデルの探究として、奈良教育大学附属学校園におけるインクルーシブ教育及び発達障害の疑いのある幼児児童生徒への早期・継続支援に参画した(2016年度文部科学省事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」、2017年度文部科学省事業「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業」)。

奈良教育大学附属学校園では、幼稚園・小学校は抽選制をとり、中学校は入試があるものの、幼稚園・小学校・中学校とは連絡進学を行い、義務教育までをカバーしている。その11年ないし12年にわたる教育期間を、子どもたちに寄り添いながら指導してきた。附属幼稚園では「一人一人が輝く保育」「自尊心とからだ力」を、小学校では「みんなの学校」を、そして中学校では、「持続可能な開発のための教育」を掲げて教育実践を創造してきた。その中で、附属学校園は、様々なニーズをもつ子どもたちへの対応の日常的な指導を行う営みを行ってきた。

様々なニーズを受けとめつつ、幼児期からの障害・発達障害の可能性のある早期対応の開発と保育の充実、授業づくりと授業研究、学童期における通常学級での指導と通級指導教室の開設と指導の追究、思春期の課題を踏まえた中学校での指導と進路に向けた実践と実践研究の蓄積を生かし、ユニバーサルデザインの授業づくりや教科の本質を捉えた教科内容・教材研究などが一層求められることが明らかとなった(奈良教育大学附属学校部、2016,2017)。

地域の通常学級において、特別な教育的ニーズをもつ子ども達が増えているといわれている。発達障害あるいは発達障害の可能性のある子ども達、また、それに近い様子を示す子ども達をもつ多様なニーズに対して、柔

軟に応える必要がある。附属学校園は、地域のモデル校として、特段の配慮が必要となってきたという経過を踏まえて、附属小学校では、特別支援教育の発足を前に、通級指導教室を設置し、小学校中学年から高学年で学習課題を抱える子どもたちに対する取り組みを蓄積してきた。インクルーシブ教育システム構築事業を契機として、通級指導のこれまでを振り返ると共に、あらためて幼小連携を意識した低学年の学級適応や通級指導などの展開、早期アセスメントと対応のあり方を模索して、発達障害への早期対応継続のシステムと、必要な配慮から合理的配慮へと高めや支援の発達モデルを構築してきた。

「インクルーシブ教育システム構築」は、2016年度から公立学校への予算措置の施策となり、その意味では地域の教育資源のモデルともなったといえる。今後は、高等学校での通級指導教室の開始や通級指導教室設置の基礎定数化など、これまでの特別支援関連のモデル的な取り組みが教育施策として実施されていった。今後も附属小学校の通級指導の充実、中学校での通級による指導の弾力的な実現、ユニバーサルデザインの授業づくりと学力形成、思春期的な課題など、難しい時期の生徒に向き合う実践を積み上げて、その成果を発信することが期待される。

引用文献

- 奈良教育大学附属学校部『幼小中連携のもとでの発達障害アセスメントと適応・学習支援』奈良教育大学、2017年
- 奈良教育大学附属学校部、平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業実施報告書、奈良教育大学、2016年
- 奈良教育大学附属学校部『幼小中連携のもとでの発達障害アセスメントと適応・学習支援』奈良教育大学、2017年
- 玉村公二彦、国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定 - 学校教育の課題を中心に、教育と医学、第63巻第4号、2015年、322-329
- 玉村公二彦、インクルーシブ教育と合理的配慮に関する国際的動向、障害者問題研究、第44巻第4号、2017年、24-33

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計13件)

玉村公二彦、共生社会と障害者権利条約障害のある人たちの社会参加を考える、発達障害研究、査読有、第39巻第1号、2017年、44-48

玉村公二彦、インクルーシブ教育と合理的配慮に関する国際的動向、障害者問題研究、査読有、第44巻第4号、2017年、24-33

玉村公二彦、障害のある子どもたちの発達と重症心身障害児施設の生活、障害児の生

活教育研究、査読無、第22号、2017年、100-103

清水貞夫、玉村公二彦、「精神遅滞」定義における「適応行動」 適応行動尺度の開発とその帰結、奈良教育大学紀要、査読有、第65巻第1号、2016年、151-162

清水貞夫、玉村公二彦、逸脱論とラベリング論に基づく「精神遅滞」論：マーサー(J. R. Mercer)の「精神遅滞」研究とアセスメント・ツールの開発、奈良教育大学紀要、査読有、第64巻第1号、2015、41-54

玉村公二彦、国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定 - 学校教育の課題を中心に、教育と医学、査読無、第63巻第4号、2015、322-329

玉村公二彦、障害者権利条約の批准と教育上の課題 - 高等教育における「合理的配慮」などにふれて、奈良県大学人権教育研究協議会研究報告、査読無、第10号、2015、31-50

小野はぎ、入澤佳菜、石高一樹、越野和之、玉村公二彦、発達障害をもつ子どもの教育(6)自身の課題に気づき始めた子どもへの通級指導、奈良教育大学次世代教員養成センター紀要、査読有、第1号、2105、273-278

川崎友絵、山下久美子、郷間英世、多賀崇、玉村公二彦、慢性疾患児の院内学級における教育支援に関する研究、奈良教育大学次世代教員養成センター紀要、査読有、第1号、2105、279-302

芳倉優富子、玉村公二彦、読み書き障害児への支援としての DAISY の活用 - 通級指導教室の指導と通常学級での指導 との連携を通して、奈良教育大学次世代教員養成センター紀要、査読有、第1号、2105、303-310

清水貞夫、玉村公二彦、知的障害概念の成立過程に関する研究 - ヘパー定義の成立およびその意義と特徴 - 、奈良教育大学紀要、査読有、第63巻第1号、2014、67-76、

玉村公二彦、山崎由可里、京都府立与謝の海養護学校の開校と『障害児のとりで』 - すべての子どもにひとしく教育を保障する学校づくりと障害児教育の創造、和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要、査読無、第24号、2014、109-119

障害者権利条約の批准と障害者差別解消法、人権と部落問題、査読無、2014、46-52

〔学会発表〕(計5件)

玉村公二彦、共生社会と障害者権利条約、日本発達障害学会(招待講演)、2016年8月27日、京都教育大学

玉村公二彦、インクルーシブ教育と合理的配慮、日本特殊教育学会(自主シンポジウム)、2016年9月17日、新潟日報メディアシップ

玉村公二彦、1960年代末から70年代初頭における重症心身障害児の教育への希求、日本教育学会、2015年8月29日、お茶の水女子大学

玉村公二彦、諸具合者権利条約第二四条

(教育)と合理的配慮-インクルーシブ教育と合理的配慮・ユニバーサルデザイン、日本特別ニーズ教育学会(中間研究集会)、2015年6月20日、宇都宮大学

玉村公二彦、「教育のための障害基準」と調整及び合理的調整 - オーストラリアにおける障害者権利条約の実施と教育のための障害基準、日本特殊教育学会、2014年9月20日、高知大学

〔図書〕(計2件)

田村和宏、玉村公二彦、中村隆一、発達のみかりは時代に充ちたか、クリエイツかもがわ、2017、196

玉村公二彦、清水貞夫、黒田学、向井啓二、キーワードブック特別支援教育：インクルーシブ教育時代の障害児教育、クリエイツかもがわ、2015、300

〔その他〕

ホームページ等

<http://mailsrv.nara-edu.ac.jp/~tamamura/work2.htm>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

玉村 公二彦 (TAMAMURA Kunihiro)

奈良教育大学・教育学研究科・教授

研究者番号： 00207234